

社員食堂等における地場農産物の利用拡大について

1 経団連の取組

- (1) 経団連は、5月20日の理事会において、地域活性化に向けた提言である「自立した広域経済圏の形成に向けた提言」を決定し公表。
この中で、産業界としての協力方策の一つとして、「工場等の社員食堂における地元農産物の積極的活用の取組拡大の推進」を打ち出し。
- (2) 5月21日、経団連から、全会員企業（約1300社）に対して、社員食堂における地元農産物の利用を働きかける文書を発出。
その際、取組の意義や効果を簡単に記し、取組を働きかける農林水産省からの文書も添付。

2 農林水産省の取組

農林水産省としても、地域で生産したものを地域で消費する「地産地消」の取組を進める上で重要と考えており、この機会に、経団連のほか、生産者団体とも連携して、「社員食堂における地場農産物の利用運動」を進める方針。具体的な取組としては、

農林水産省として、社員食堂における地場農産物の利用促進を支援するため、本省、各地方農政局に相談窓口を設置。
(経団連から各会員企業に通知を出す際にも紹介)

5月23日に、農林水産省から、都道府県、生産者団体等に通知を発出し、経団連等の動きと連携して、社員食堂における地場農産物の利用運動への積極的な取組を依頼。

具体的な取組として、各県や農協等でも、企業や給食業者の相談に対応する窓口の設置等を推進し、支援の体制づくりを推進。

自立した広域経済圏の形成に向けた提言(案) 概要

2008年5月20日
日本経済団体連合会

- 広域連携を通じた地域の競争力向上を目指して -

(基本的な考え)

グローバル競争の激化と人口減少社会の到来等わが国経済を取り巻く内外環境は大きく変化

国民の豊かな生活の実現とわが国全体の競争力強化を図るためには、国民の生活の場・企業の活動拠点である地域の活性化が喫緊の課題
国・地方を通じた財政制約により地域活性化に大規模な財政出動は極めて困難、国民生活や企業活動の広域化に対応した地域間の連携強化が急務

「広域連携により地域の強みを活かした成長戦略の策定」「産業界等による連携・協力の推進」「国による地域の取り組みの補完」のわが国を挙げた取組みが必要
自立した広域経済圏の形成と効率的な地域経営・行政を行う道州制の実現につながる

地域の強みを活かした成長戦略

1. ものづくり拠点としての機能強化を通じた地域活性化

各地域が取り組む企業立地促進策をより有効なものとするためには、国内外企業の「グローバルな拠点戦略」と「国内拠点に求める機能」の把握が必要
企業は市場・顧客近接生産は基本としつつも、国内の拠点には、特に「高度技術・知識の集積が必要な『ものづくり』拠点の機能」(最先端の研究、高付加価値品・基幹部品等の開発・生産、上工程・前工程、マザー工場機能等)を重視

地域は上記『ものづくり』拠点機能に必要な人、技術、他拠点・協力企業・顧客とを繋ぐインフラ等を、市町村や都道府県の枠を超えた広域的な連携により重点的に整備することが立地競争力の強化に

(1) 高度技術人材の充実と技能人材の育成確保(質・量両面での不足に対応)

- 産学連携による地域の産業特性に則した技術人材教育プログラムの推進
- ものづくりへの関心を高める教育の充実による技能人材を育成・確保

(2) 技術力の維持・向上と積極的広報(優秀な協力企業との連携)

- 地域の中小企業が持つ技術力の維持・向上への支援
- 地域版「元気なモノ作り中小企業」などとして積極的な情報発信等のPRを展開

(3) 企業の付加価値創造のためのインフラ整備(バリューチェーンの効率的構築)

- 地域の産業特性、企業の立地状況、人材や技術拠点等を把握した広域的なインフラ整備

(4) 行政手続きの簡素・迅速化(企業のスピード感を共有)

2. 固有資源を活用した成長力の底上げによる地域活性化

(1) 地域固有資源の活用(農林水産、観光、技術等)

- 農業の活性化に向けた農地利用計画の策定と新規参入の促進、地域農産物の販路拡大
- 官民・広域連携により名所旧跡に加え、産業観光、体験型観光、エコツーリズムなどを充実
- 中核製造業の技術力のPR、国内外の販路の開拓を自治体間の広域連携により推進

(2) 産業界としての協力策

- 産業界による農業界との協力・連携を引き続き推進、工場等の社員食堂における地元農産物の積極的活用の取組み拡大を推進
- 観光面での広域連携にブロック経済団体の役割を期待、「日韓観光協力会議」等の推進
- 大企業やそのOBの有する技術・ノウハウや実務経験を人材育成等に活用、OB人材と中小企業とのマッチングを行う「新現役チャレンジプラン」に人材登録等の面で協力

国による地域の取り組みの補完

1. 地域の広域連携への支援

(1) 広域的な成長戦略策定への支援

- 企業立地促進法における地域の基本計画で、県境を越えた広域計画の優先的採用や追加的インセンティブの検討

(2) 広域連合の積極的活用

- 地域による広域連合の活用を促すため権限委譲や規制の特例措置等を推進
- 特にブロック単位の広域連合を道州制特区推進法の対象とし道州制を先行的に試行、法令の特例措置として権限移譲と共に規制改革を実施(道州制特区推進法の改正)

2. 国が地域の競争力強化に向け補完に徹し取り組むべき課題

(1) 産学連携を通じた研究振興とものづくり人材の育成確保

- 大規模研究開発プロジェクト、世界トップレベルの研究教育拠点形成等への支援の充実
- 大学共同利用機関の強化と国立大学等の広域的再編
- 外国人材の受入を積極的に進めるための規制改革推進

(2) 港湾・空港等の基幹的交通インフラの国際競争力の強化

- 港湾利用コストの低減や手続きの簡素化・迅速化
- 道路アクセスの改善や空港の効率的利用

(3) 対日投資の促進や地域資源を活用した活性化策の国際展開の充実

- 国際優位性のある産業分野等へ選択と集中を図った上で外資系企業誘致を推進、外資誘致支援措置の充実
- 地域の観光資源や農林水産品・伝統工芸品等の積極的な海外展開をわが国在外公館等を活用し積極推進

農林水産省等における問い合わせ先

(平成20年5月20日現在)
管内都府県

	担 当	電話(代表)	
	佐藤(内線4773)		
本省	生産局生産技術課	高橋(内線4728)	03-3502-8111
		安岡(内線4766)	
東北農政局		長尾(内線4089)	022-263-1111 青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
	生産経営流通部農産課	美濃田(内線4085)	
関東農政局		米山(内線3307)	048-600-0600 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野 県、静岡県
	生産経営流通部農産課	稲葉(内線3302)	
北陸農政局		松本(内線3319)	076-263-2161 新潟県、富山県、石川県、 福井県
	生産経営流通部農産課	龍口(内線3310)	
農政局	東海農政局	富田(内線2416)	052-201-7271 岐阜県、愛知県、三重県
	生産経営流通部農産課	高橋(内線2411)	
近畿農政局		西原(内線2338)	075-451-9161 滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山 県
	生産経営流通部農産課	早川(内線2310)	
中国四国農政局		森脇(内線2416)	086-224-4511 鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
	生産経営流通部農産課	中野(内線2410)	
九州農政局		草場(内線4213)	096-353-3561 福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
	生産経営流通部農産課	坂(内線4210)	
内閣府	沖縄総合事務局	奥平(内線83361)	098-866-0031 沖縄県
	農林水産部農畜産振興課	根路銘(内線83360)	

4月28日 経団連とともに、キヤノン下丸子本社で実態調査を実施した結果を報告します

各事業所において、食堂業者がそれぞれ具体的な取組を開始

下丸子(東京都大田区)本社(4500食/日)での取組

給食業者(エムサービス)は、通常の納入経路と別に、神奈川県三浦市の納入業者から本食堂に地場野菜を納入するなどして、地場農水産物を活用したメニューを開発



サラダバーでの地場野菜の提供
(神奈川県三浦産等)



地場産を活用したイベントメニュー(茨城産のもち豚を利用したメニュー)の提供
(全体メニューの約15%程度)

地場産の定義を比較的広く捉え、東京だけでなく、神奈川、千葉、茨城などで生産されているものも「地場産」としている。

昨年11月
食堂業者に
地場農産物の
積極的活用を
依頼

メニュー単価が高くなる場合があるものの**社員からは好評**
(社員への福利厚生としても良い取組)



その他の取組例

他の事業所(取手事業所(3500食/日)、大分キヤノン(1500食/日)など)でも、地場農産物を活用したイベントメニュー(県産デー等)の実施、地場産米や特産物(お茶等)を積極的に活用

社員食堂での地産地消の取組についての評価及び課題について

企業等のメリット(キャノンの例)

- 1 地場農産物を活用することによりメニューが割高になることもあるが、メニューが完売するなど社員からは好評(新鮮さ等から地場産を嗜好されているほか、産地が明らかなメニューが求められているものと推察)
- 2 給食業者にとっては、メニュー単価を上げられるなどのメリットもあり、今後も積極的に取り組みたいとの意向
- 3 企業は、負担はほとんどなく、社員の福利厚生にもなるほか、地域貢献や地域とのつながりづくりなども進められることから、可能な範囲で取組を推進したいとの意向

課題

- 1 地場産を安定的に納入・供給する主体を確保することが必要
- 2 地場産の供給に季節的な変動があり、狭義の地場産では品揃えに限界があるため、隣接県からの供給も含めて柔軟に進めることが必要
- 3 多数の事業所に事業を展開している給食事業者の場合、一部の社員食堂での取組に止まった場合、流通面等でコストが割高になることがあり、様々な事業所に取組を拡大することが重要

社員食堂での地産地消の取組の展開について

基本方針： 事業所給食(社員食堂)等での地場農産物利用を推進



経団連において、地域活性化のための提言が取りまとめられ(5/20)、この中で工場等の社員食堂における地元農産物の積極的活用を提言

2兆円程度の市場規模を持つ事業所給食をターゲットに
経団連等と連携して地場農産物の利用を促進



1 事業所給食業界との意見交換 (5月～)

事業所給食業界の主要各社をヒヤリングし、食材調達等の実態を把握した上で、地場農産物利用への課題や必要な協力や支援を把握

2 経団連等と連携した取組運動の展開 (5月)

経団連から会員企業に対して地産地消の取組に協力するよう通知を発出(農林水産省による取組運動のすすめを添付して各企業に通知)

農林水産省としても、都道府県や生産者団体等とともに、企業や給食事業者に地場農産物の供給主体等を紹介する相談窓口を設置するなどして取組を支援

3 更なる運動の展開(7月～、調整中)